

25個保審第3号
平成25年8月22日

福岡県警察本部長 殿

福岡県個人情報保護審議会
会長 岡本博志

電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外事項について（答申）

平成25年7月31日福警外第1616号により諮問のあった福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第6条に規定する電子計算組織の結合による提供の制限に関する例外事項については、公益上必要があると思われるため、下記のとおり適当なものとして認めます。

記

1 電子計算組織の結合による提供の制限（第6条関係）

事務の名称	インターネットのホームページによる北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者情報提供事務
所管課名	福岡県警察本部長
事務の目的	北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明事案の早期解決を図るため、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者に関する情報をインターネットのホームページに掲載し、時間的・場所的制約を超えた情報提供を行う。
識別される個人の類型	北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者
提供する個人情報の種類	北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者の氏名、年齢、住所、職業、身体特徴、写真、行方不明時の状況
提供の相手方	県民等（インターネット利用者）
個人情報の取扱い	電子計算組織の結合による個人情報の提供について（平成18年3月10日17個保審第6号）の別添の表の「個人情報の取扱い」の項による。 ただし、同項中(4)を除き、(6)を以下のとおりとする。 (6) ホームページで提供されている個人情報について、本人の家族等から、誤りがあるとして申出があった場合又は継続して提供されることを望まない旨の申出があった場合は、直ちに当該個人情報の提供を中止する措置が講じられること。